

○ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）

（附則第四十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
事業の区分	国の負担割合	事業の区分	国の負担割合
<p>（略）</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（主務大臣が定める基準に適合す</p>	<p>（略）</p> <p>三分の二</p>	<p>（略）</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の五に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（主務大臣が定める基準に適合す</p>	<p>（略）</p> <p>三分の二</p>

るものに限る。以下別表第二において同じ。)若しくは第二十條の五に規定する特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

(略)

(略)

別表第二(第四條關係)

<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七條に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五條第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、又は老人福祉法第二十條の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十條の五に規定する特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築</p>	<p>都道府県の負担割合</p>	<p>六分の一</p>
--------------	---	------------------	-------------

るものに限る。以下別表第二において同じ。)若しくは第二十條の五に規定する特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

(略)

(略)

別表第二(第四條關係)

<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七條に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五條第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法第二十一條の五に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、又は老人福祉法第二十條の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十條の五に規定する特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築</p>	<p>都道府県の負担割合</p>	<p>六分の一</p>
--------------	---	------------------	-------------